

## 01 警察庁(特区16次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1002010	店舗型性風俗特殊営業の公平な認可について	風営法第28条の2により、各県に店舗型性風俗特殊営業の1号営業「ソーブランド」の認可が委任されているが、人口が一人以上の自治体への、許認可権の委譲について要望する。	第15次提案「全国規模の規制緩和」において、県から市町村単位への許認可権の委託に関しては、「現行法でも各市町村における地域の実情や住民の意思を踏まえることは十分に可能」としているが、現実には県 > 市町村 > 地域 > 個人と力関係が働いており、競合する場合に地域住民の意思が優先される事はない。現に禁止されている自治体にあつて、認可された事例がないことが明白な事実である。 青森県での陳情事例をあげるが、「善良の風俗環境・少年の健全な育成を害する・暴力団の資金源になる等」、数値化されない主観的な不採択理由はどこも自治体でも同じであり、現状ではどのような提案しても許可されることはない。(資料1・2参照) そのため「現行法でも各市町村における地域の実情や住民の意思を踏まえることは十分に可能」との回答は、認識に誤りがあると思われ、人口一人以上の自治体及び、当該建物への巡回パトロールの義務付け等という条件で、県から市町村への許認可権の委任について要望する。		個人	青森県	警察庁
1002020	売春行為の条件付き許可について	特定区域内での指定設備を有する建物客室内において、売春行為の条件付き許可について要望する。	売春防止法第11条では、「情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」と、場所の提供を禁止しています。しかし一方で風営法での店舗型および派遣系サービスが、認可および届出制になり場所の提供を容認しています。その中で売春が行われているのは周知の事実であるので、「売春を禁止する」とした場合に、このような形態に對しどのような取り締まりが行われるのか教えていただきたいと思ひます。 第14・15次提案において『売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するとともに、売春を助長する行為等を処罰している』と、毎回同じ回答をされています。 しかし同第4条では適用上の注意として、「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」とあります。何度とも言いますが、国民の権利とは憲法に保障された「職業選択の自由」も含まれます。従って一般国民は別として、従事者に対して売春防止法は適用されないこととなります。そのため従事者用に区域を限定した特例措置を講じて、問題は生じていないと考えますので、再検討を要望します。		個人	青森県	警察庁 法務省
1026050	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	成長産業分野であつて資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとつて同程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。		兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省
1028010	4輪原動機付自転車1人乗りを2人乗りへ緩和	4輪原動機付自転車は1人乗りに限定されているが2人乗り可能に改定して頂きたい。(環境対応車として電気自動車に限定しても良い)	CO2削減のためガソリン車に代わるべき交通手段として電気自動車が有力視されている。しかし本格的な電気自動車は軽自動車でも400万円以上の価格であり一般への普及は現時点では望めない。そこでタウンユースとしての超小型電気自動車(4輪原付自転車)であればバッテリー搭載量が少なく済み、低価格の電気自動車として普及する可能性が充分にある。 しかしながら現法規では4輪原付自転車は1人乗りの制限があり、一般ユーザーから敬遠されている。この規制が2人乗りへ緩和されればタウンユースとしての普及が見込まれ、CO2削減に大いに貢献できる。 提案理由 当プロジェクトの活動拠点である群馬県桐生市はマイカー所有台数が1世帯当たり1.9台と極めて高い。また日常的に買い物や郊外の大型商業施設を利用する傾向にあり、利用率も年々増加している。そのため、それに伴うマイカー利用がCO2排出の増大をより深刻化させている。この問題を打開するにはガソリンを使用するマイカー利用を前提とする社会構造・交通基盤の見直しが必要であると考え。そこで当プロジェクトの属する群馬大学工学研究科の様々な先端技術資源を活用した研究開発を桐生市の中で展開・実装し、その具体策として電気自動車、特にタウンユースとしての2人乗り超小型電気自動車を特区で試験的に走らせその有用性を実証する。 (参考) 本研究開発プロジェクトの全体目標は、低炭素型交通インフラの整備並びに情報インフラの整備によるコンパクトな暮らしやすい街の構築である。またそれによるエネルギー消費の削減・CO2削減を実現させることである。		国立大学法人 群馬大学・ NPO法人北関 東産官学研究会	群馬県	警察庁

## 01 警察庁(特区16次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1035010	搭乗型の移動支援ロボットの公道(歩道)走行社会フィールド実証試験特区	一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボット(パーソナルモビリティ等)を、電動機を用いるものであっても、電動アシスト自転車など同様の軽車両(または原動機を用いる歩行補助車等)扱いとし、つくば市内のある一定区域の公道(普通自転車も走行可能な歩道に限る)での走行を可能とし、歩行者混在空間での移動支援ロボットの実証試験を行なう。	<p>一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボット(パーソナルモビリティ等)を、電動機を用いるものであっても、電動アシスト自転車など同様の軽車両(または原動機を用いる歩行補助車等)扱いとし、つくば市内のある一定区域の公道(普通自転車も走行可能な歩道に限る)での走行を可能とする。これにより、モビリティ格差のない社会の実現等を見据え、移動支援ロボットの歩行者混在空間での実証試験を行い、その有効性・安全性・可能性を評価検証する。</p> <p>提案理由:</p> <p>①モビリティ格差のない社会の実現に向けて、自動車に替わる近距離の新たな移動手段が望まれており、移動支援ロボットには、新たな移動手段(都市交通システム)として高い可能性がある。</p> <p>②移動支援ロボットには、地域の安全確保のための防犯パトロールの手段としても、高い可能性がある。</p> <p>③2030年までにCO2排出量50%削減を目指す「つくば環境スタイル計画」の実現のためにも、自動車に替わる環境配慮型の移動手段として、移動支援ロボットは高い可能性がある。</p> <p>④公道での実証試験を行ない、安全性等を検証することで、安全で役立つ移動支援ロボットの実用化を加速させ、世界をリードする日本のロボット産業の創出に貢献し、地域活性化を図る。</p> <p>安全対策:</p> <p>①走行エリアを市内一定エリアの幅員が広い歩道(自転車も走行可能な歩道)に限定する。</p> <p>②搭乗する者は安全な搭乗方法について教育を受けた者に限定する。</p> <p>③走行する速度は、低速の自転車と同程度とし、12km/h程度に制限する。</p> <p>④私有地において実証試験や利活用がなされているものに限定する。</p> <p>その他別紙特区説明書 参照</p>		つくば市	茨城県	警察庁 国土交通省
1044010	歩行者専用信号機の構造基準の緩和	歩行者専用信号機の表示中の記号を「人の形」に限定する規定の撤廃  道路交通法施行令第2条および同法施行規則第4条別表第1により人の形の記号を有する灯火が歩行者専用信号機とされている。この規制を緩和し、福井県立恐竜博物館周辺の歩行者専用信号機においては、これを人以外の形でも可能とする。	<p>【事業の概要】</p> <p>福井県は、日本で発掘された恐竜化石の8割以上を占め、30体以上の恐竜骨格がある国内最大級の恐竜博物館を有する。博物館は子どもから大人まで楽しみ、研究者も満足できる施設で、年間約40万人が来館、うち8割以上は県外の方である。</p> <p>県では、この恐竜という地域資源を活用し、観光誘客を図るため、九頭竜川流域の恐竜化石発掘現場から中流域までを「恐竜渓谷(ダイノソバレー)」として一体的整備を進めており、国道沿いの道の駅に恐竜のモニュメントなども設置している。</p> <p>こうした中、博物館周辺の信号機や横断歩道に恐竜を連想させるイラストなどを用いた公共的空間を創出し、「恐竜王国ふくい」の活性化を推進する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>恐竜博物館を中心にダイノソバレーとして地域振興を図っているところであるが、歩行者専用信号機や横断歩道などの交通標識は道路交通法によって全国一律の基準でその形態等が定められており、地域独自の工夫を施す余地がない。</p> <p>この規制を緩和し、信号機等に恐竜のイラストを用いるなど観光資源と調和した交通標識の設置を可能にし、地域全体の魅力を向上させ、観光客の関心を高めて地域振興につなげる。なお、道路交通上の安全性に配慮した形状とする。</p>	ダイノソバレー 特区	福井県	福井県	警察庁

## 01 警察庁(特区16次提案 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1044020	恐竜の足跡型横断歩道アート	横断歩道の形状等に関する規定の緩和  道路交通法第4条第5項で、横断歩道の設置にあたってはその形状が規定されており、独自の形状のものを設置することはできない。この規制を緩和し、恐竜博物館周辺に限り、恐竜の足跡をかたどったペイント付きの横断歩道の設置を可能とする。	【事業の概要】 福井県は、日本で発掘された恐竜化石の8割以上を占め、30体以上の恐竜骨格がある国内最大級の恐竜博物館を有する。博物館は子どもから大人まで楽しみ、研究者も満足できる施設で、年間約40万人が来館、うち8割以上は県外の方である。 県では、この恐竜という地域資源を活用し、観光誘客を図るため、九頭竜川流域の恐竜化石発掘現場から中流域までを「恐竜渓谷(ダイノソーパーレー)」として一体的整備を進めており、国道沿いの道の駅に恐竜のモニュメントなども設置している。 こうした中、博物館周辺の信号機や横断歩道に恐竜を連想させるイラストなどを用いた公共的空間を創出し、「恐竜王国ふくい」の活性化を推進する。 【提案理由】 恐竜博物館を中心にダイノソーパーレーとして地域振興を図っているところであるが、歩行者専用信号機や横断歩道などの交通標識は道路交通法によって全国一律の基準でその形態等が定められており、地域独自の工夫を施す余地がない。 この規制を緩和し、信号機等に恐竜のイラストを用いるなど観光資源と調和した交通標識の設置を可能にし、地域全体の魅力を向上させ、観光客の関心を高めて地域振興につなげる。なお、道路交通上の安全性に配慮した形状とする。 ※横断歩道と認識できるように、規定の横断歩道をベースとして目立たない色で恐竜の足跡を描き、自動車運転手が横断歩道と識別できるように工夫する。(できるだけ横断歩道に近い白と黒のゼブラ模様を維持することで、視認性による不安点を解消)	ダイノソーパーレー 特区	福井県	福井県	警察庁
1047010	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単に解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、「ばちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっこうに無くならない現実を鑑み(平成21年次、上半期認知事件数12件)、再度ご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐ為にも、新しい賞品交換システムを採用することにより、セキュリティがしっかりした設備と人々がいるパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが、多くのパチンコファンを凶悪犯罪から守るためにも早急に採用される必要があると考えられるのであります。このシステムの採用により、文献によるところの、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる弊害を解消し、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする事が可能になります。これにより、日本で生まれ大衆娯楽に発展した素晴らしいパチンコが、グローバル時代の現代にあつては、世界中の人々に本当のパチンコの楽しさ素晴らしさを知っていただけることとなり、その結果、国民の大衆娯楽に成長したパチンコ産業そのものが、世界中に輸出できる体制になるのであります。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁
1047020	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダラー一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダラー一枚につき25円を超えないことに改定する。	現在のパチンコの貸玉金額は昭和53年(1978年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も見直しながされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は保通協で認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」貸玉にあつては1円から5円、貸メダルにあつては上限25円の金額の中から、お客様の選択肢に合わせた遊技を行うことが、パチンコファンにとっても時代に適した遊技の幅を持たせた選択肢であるため、再度提案をさせていただきます。これは日本が戦後発展を遂げ成熟社会となった現在にあつては、昭和53年の物価から比較しても、個々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることはないと考えられるからであります。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁

## 01 警察庁(特区16次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1047030	パチンコ営業店における賞品最高 限度額の引上げを認める。	パチンコ営業店が、遊技の結果に応じて賞品と して提供できる賞品の価格の最高限度に関する 基準を3万円を超えないこととする。	現在パチンコ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところでは ありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円ま で引き上げられた後およそ20年が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされてお らず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必 ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げるにより、 貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ま す。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑みて、例えその物品の上限を3万円に上げたとして も、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を 3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現 在の成熟した社会にあつては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞 品1個の獲得方法のどちらかであつたとしても、3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合、それ だけでは著しく射幸心をそそられるとは決して言えないのであります。保通協で認可された遊技機 を設置し営業を行っているパチンコ営業店は適度な射幸性を保った健全な娯楽産業であり、例え 賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、賭博罪に当たる行為を行っている との評価を受けることは有り得ないのであります。		株式会社 玉 越	愛知県	警察庁
1047050	世界に認められる、21世紀のパ チンコビジネスモデル。パチンコ営 業店とカジノのコラボレーション特 区。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律で定めるところの7号営業である、パチン コ営業店がパチンコ営業の他に、カジノ営業も 併設して行う事が出来る。	カジノは、世界各国に存在する健全な娯楽施設であり、提案理由としては以下の通りであります。 1. カジノで新しい娯楽を創出する。2. カジノで雇用創出および消費の拡大を促し、地域経済の活 性化につなげる。3. カジノで得る収益を特定の目的税(子育て支援、環境対策)として活用する。 これはカジノを運営するにあたっては、防犯及びセキュリティに関してノウハウを持ち、経営が健全 であると認められた、パチンコ営業店に対し、全国に先駆けてカジノ経営を、カジノ特区として許可 するのが良いと考えられるのであります。又、遊技を行う対象者は20歳以上の成人であることは 勿論のこと、パスポート等で身分が確認出来る外国人および、予め入場許可証の発行を受けた者 とし、それ以外はたとえ成人であっても入場を禁止することとします。		株式会社 玉 越	愛知県	警察庁 法務省